

〔令和3年3月18日改正、施行〕

≪274～276条≫ 「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」の一部改正

新	旧
<p>1. ～ 5. (現行のとおり)</p> <p>6. 新規加入時及び脱退時における会費の取扱い</p> <p>(1) 定款第 16 条第 1 項の規定により、本会に加入の承認を受けた会員は、<u>当該加入日の属する月(当該加入日がある月の 20 日以降である場合は、その翌月)から定額会費を負担するものとする。この場合の定額会費の額は、月数按分により計算する。</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、総会の決議の日(令和 3 年 3 月 18 日)から施行する。</u></p>	<p>1. ～ 5. (省 略)</p> <p>6. 新規加入時及び脱退時における会費の取扱い</p> <p>(1) 定款第 16 条第 1 項の規定により、本会に加入の承認を受けた会員については、<u>当該加入日の属する年度の会費を免除する。</u></p> <p>(2) (省 略)</p>